諮問日:令和3年10月21日(令和3年度(最情)諮問第41号)

答申日:令和4年3月23日(令和3年度(最情)答申第57号)

件 名:決裁についての説明がどのような定め又は根拠に基づいているのかが分か

る文書の開示判断に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、 最高裁判所事務総長が、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務 総長通達「司法行政文書の管理について」(以下「本件対象文書」という。) を対象文書として特定し、開示した判断(以下「原判断」という。)は、妥当 である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所が開示した本件対象文書は、裁判所ホームページ上で公開されている。「決裁文書」の定義を定めた記載はあるが、本件対象文書のどこをどう 読んでも、開示申出に対する内容の記載がない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

特定年月日付け理由説明書の「決裁とは、起案した文書について、意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認する行為をいうものとされており」との記載(以下「本件記載」という。)は、奈良地方裁判所において開示した文書が所長の決

裁を経て作成されたものであることを説明する前提として、起案文書に係る決裁についての一般的な理解を述べたものであるが、本件対象文書別表の備考1の(3)に「決裁文書」の意義が定められており、本件記載はこれを参考に記載したものであるから、本件対象文書を開示対象文書として特定した。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和3年10月21日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 令和4年2月18日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書別表の備考1の(3)に、「決裁文書」の意義として、「司法行政上の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認した司法行政文書をいう。」と定められている。

上記記載内容を踏まえれば、本件記載は、奈良地方裁判所において開示した 文書が所長の決裁を経て作成されたものであることを説明する前提として、起 案文書に係る決裁についての一般的な理解を述べたものであり、上記「決裁文 書」の意義の定めを参考に記載したものであるから、本件対象文書を開示対象 文書として特定したとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とは いえない。そのほか、最高裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申 出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書 に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続

や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に 本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当で あると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	口	正	人
委		員	長	戸	雅	子

別紙

最高裁判所は、特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において「決裁とは、起案した文書について、意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認する行為をいうものとされている」と決裁について説明している。上記の、決裁についての説明はどのような定めに基づいているのか、又は根拠は何か、このことが分かる文書全て